

鳥取県私立高等学校等総合支援金

担当：鳥取県 総務部 教育学術課
電話：(0857) 26-7824

○鳥取県内にある私立高等学校及び専修学校高等課程に在学する方を対象に、国の制度である「高等学校等就学支援金」に上乗せして支援金を支給(学校が代理受領)する鳥取県独自の制度で、返還は不要です。

○各学校において、受領した支援金をその他の納付金(授業料と同等に毎月納付が必要なもの、又は月額が決まっているもの)に充当することで、家庭の教育費負担を軽減し、多様な教育を受ける機会の確保を図ります。

【受給資格】

- ・鳥取県内の私立高等学校又は専修学校高等課程に在学し、鳥取県で高等学校等就学支援金を受給されている方が対象です。(生徒の保護者等(※1)の所得に応じ、支給額や対象経費が異なります。)
- ・保護者等の年収(目安)が270万円以上(※2)の方は支給されません。
 ※1 支給対象の判断は、原則として保護者(親権を行う者)の税額(合計額)を基準として判断します。
 ※2 4人家族(両親・子供2人)の場合の目安です。家族の人数などによって年収の目安は変わります。

【申請方法】

- ・入学時等に学校から申請手続きの案内がありますので、学校からの案内に従って申請してください。

<支給額について>

次の計算式で算出した額(保護者等の合計額)により支給額を決定

$$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$$

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

上記による算出額が**100円未満の場合**
(年収目安270万円未満)



支給額 3,600円/月
又は各校で定める額のいずれか低い額

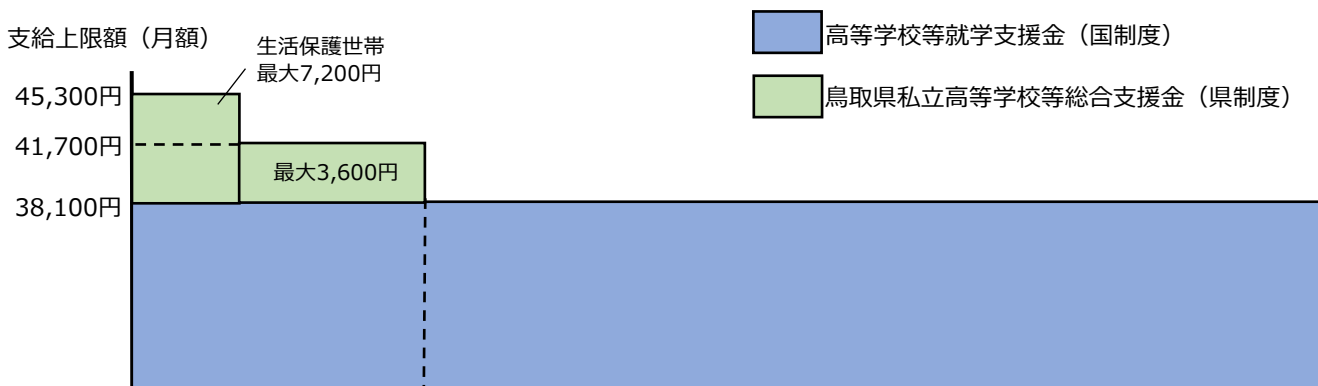
生活保護受給世帯



支給額 7,200円/月
又は各校で定める額のいずれか低い額

【参考】

高等学校等就学支援金(国制度、私立高校等の場合)と鳥取県私立高等学校等総合支援金(県制度)保護者等の年収目安別支給上限額



保護者等の
年収目安
計算式による
算出額

270万円
↓
100円未満